第2フェニックス那珂　利用料金の目安　　1か月（30日あたり）

R6.8.1～

1割負担

（単位：円）

要介護	減額段階	◇4人室◇	◇個室◇
		R6.8～	R6.8～
要介護1	第1段階	42,000	56,020
	第2段階	57,600	58,720
	第3段階①	65,400	91,120
	第3段階②	86,700	112,420
	第4段階	108,300	144,520
要介護2	第1段階	43,620	57,520
	第2段階	59,220	60,220
	第3段階①	67,020	92,620
	第3段階②	88,320	113,920
	第4段階	109,920	146,020
要介護3	第1段階	45,740	59,640
	第2段階	61,340	62,340
	第3段階①	69,140	94,740
	第3段階②	90,440	116,040
	第4段階	112,040	148,140
要介護4	第1段階	45,740	61,430
	第2段階	63,070	64,130
	第3段階①	70,870	96,530
	第3段階②	92,170	117,830
	第4段階	113,770	149,930
要介護5	第1段階	45,740	63,020
	第2段階	64,730	65,720
	第3段階①	72,530	98,120
	第3段階②	93,830	119,420
	第4段階	115,430	151,520

2割負担

要介護	◇4人室◇	◇個室◇		
	R6.8～	R6.8～		
要介護1	134,330	168,070		
要介護2	137,580			171,070
要介護3	141,820			175,310
要介護4	145,270			178,890
要介護5	148,600			182,080

3割負担

要介護	◇4人室◇			◇個室◇		
	R6.4～	R6.6～	R6.8～	R6.4～	R6.6～	R6.8～
要介護1	159,850	160,360	160,360	191,170	191,630	191,630
要介護2	164,700	165,240	165,240	195,630	196,130	196,130
要介護3	171,010	171,600	171,600	201,950	202,480	202,480
要介護4	176,160	176,780	176,780	207,290	207,850	207,850
要介護5	181,110	181,760	181,760	212,040	212,640	212,640

食費・お薬代・日用品費・オムツ代が含まれます。

2・3・4段階（1割負担）

その他加算	☆初期加算（Ⅰ）	¥65	/日	入院後30日以内に施設に入所した日場合、30日間、追加となります。
	☆初期加算（Ⅱ）	¥32	/日	施設に入所した日場合、30日間、追加となります。
	☆処遇改善加算7.1％	-	-	介護職員の処遇改善の為に設けられた制度です。ひと月の総単位数の7.1％に相当する金額が追加となります。
	☆リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	¥57	/月	下記に加え、口腔衛生管理加算と栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
	☆リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	¥36	/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、実施計画を説明し、継続的にリハビリの質を管理する際に加算。
	☆短期集中リハ加算（Ⅰ）	¥278	/回	月1回以上ADLの評価を行うとともに、その評価を厚労省に提出し、入所後3ヶ月間にリハビリを行う場合、追加となります。
	☆短期集中リハ加算（Ⅱ）	¥216	/回	入所後3ヶ月間にリハビリを行う場合、追加となります。
	☆安全対策体制加算	¥22	/月	入所後4ヶ月間にリハビリを行う場合、追加となります。
	☆科学的介護推進体制加算Ⅰ	¥43	/月	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等の基本的な情報を、厚労省に提出する体制を整える事で加算。
	☆科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥65	/月	上記に加え、既往歴や薬剤の情報も厚生労働省に提出する場合に加算となります。
	☆栄養マネジメント強化加算	¥12	/日	基準に定められた以上の管理栄養士、栄養士の配置を行った際に追加加算となります。
	☆療養食加算	¥19	/日	医師の指示に基づき、治療食を提供した場合、加算となります。
	☆経口維持加算Ⅰ	¥432	/月	摂食機能低下の方に対し多職種協同で改善計画を立て、実施する場合に算定されます。
	☆経口維持加算Ⅱ	¥108	/月	上記Ⅰに医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれかが参加する場合に追加となります。
	☆口腔衛生管理加算Ⅱ	¥119	/月	定期的に歯科医師に往診に来てもらい、施設に対してご指導をいただいている場合、月1回算定となります。
	☆所定疾患施設療養費Ⅰ	¥258	/日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・慢性心不全等に対し投薬や注射、検査、処置等を行った場合に追加になります。
	☆褥瘡マネジメント加算Ⅰ	¥3	/月	入所時、その後3ヶ月に1回評価を行い、褥瘡の危険のある利用者に対し多職種でケア計画を作成、実施する事で加算となります。
	☆褥瘡マネジメント加算Ⅱ	¥14	/月	褥瘡の危険のある利用者に対し、ケア計画を作成、実施した結果、褥瘡が出来なかった場合に算定。
	☆排せつ支援加算Ⅰ	¥11	/月	6ヶ月に1回、多職種により排せつの評価を行い、改善向上が見込まれる者に改善計画を立てて3ヶ月毎に見直す際に算定。
	☆排せつ支援加算Ⅱ	¥16	/月	排尿・排便状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がないまたはおむつ使用ありから使用なしに改善している事で加算。
	☆排せつ支援加算Ⅲ	¥22	/月	入所時と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、おむつも使用なしに改善している事で加算。
	☆再入所時栄養連携加算	¥76	/回	施設から入院した方が戻って来る際、嚥下機能の低下があり、管理栄養士が入院先病院を訪問し連携調整、ケア計画を作成する場合。
	☆退所時栄養情報連携加算	¥216	/回	施設を退所する際、管理栄養士が情報提供する場合。
	☆入退所前連携加算Ⅰ	¥647	/回	入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携調整した場合に加算。
	☆入退所前連携加算Ⅱ	¥432	/回	入所が1月を超えた入所者が退所する際、退所前に居宅介護支援事業者に対し必要な情報を提供、連携や調整を行う際に加算。
	☆退所時情報提供加算（Ⅱ）	¥539	/回	居宅に退所する際に情報提供を行った場合に算定。
	☆退所時情報提供加算（Ⅰ）	¥270	/回	医療機関に入院する際に情報提供を行った場合に算定。
	☆協力医療機関連携加算(2)	¥5	/月	協力医療機関との間で情報を共有する会議を定期的に開催した場合に加算。
	☆かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	¥76	/回	入所後1月以内に薬剤の総合的な評価を行い、退所時に処方内容に変更がある場合は経緯と変更後の状態を、かかりつけ医に情報提供を行う際に加算。
	☆かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	¥259	/回	入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出する場合に加算。
	☆かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	¥108	/回	6種類以上の内服薬がある際、かかりつけ医と共同し、入所時内服薬の種類を1種類以上減少または退所時の内服が、入所時に比べ1種類以上減少すると加算。
	☆高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	¥11	/月	感染症発生時の体制を確保し、その対応を定め医療機関と適切に連携し指定した研修に年1回以上参加している場合に算定。
	☆高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	¥5	/月	感染対策向上の届出をしている医療機関から3年に1回以上、感染症関わる実施指導を受けている事で算定。
	☆新興感染症等施設療養費	¥259	/日	厚労省が指定した感染症に感染した場合に対応してくれる医療機関を確保し適切な介護サービスを行った場合に算定。
	☆生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	¥108	/月	生産性向上の観点から、介護ロボットやICTテクノロジーを定められた条件で使用した場合に加算。
	☆生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	¥11	/月	生産性向上の観点から、介護ロボットやICTテクノロジーを定められた条件で使用した場合に加算。
	☆ターミナルケア加算	¥9,840	/回	施設で見取りケアを行う際に追加加算 （死去日1900、前日前々日910、4～30日前160、31～45日前72）。
	☆外泊時費用	¥391	/日	外泊初日と帰所日を除いた、施設不在の日がある場合、サービス基本料に代えて算定となります(6日/月限定)。
	行事費	¥500程度		夏祭りやクリスマス会等の行事(イベント)を行った場合にいただきます。
	死亡診断書代	¥7000＋税		施設でお亡くなりになった際に、死亡診断書を発行した際の代金です。
	死後の処置代	¥10000＋税		施設でお亡くなりになった際に、お体をきれいにし、お帰りの準備をする際の料金です。

負担限度額認定制度のご案内

介護保険では、介護保険サービスを利用する方の食費／居住費の費用負担軽減制度があります。制度の利用には申請が必要で、申請は随時各市町村で行うことができます。有効期限は、申請のあった月の1日から始めに到達する6月30日までとなります。

限度額段階	区分	居住費		食費
		従来型個室	多床室	
第3段階②	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が120万円以上、本人の預貯金等が500万円以下（夫婦合わせて1500万円以下）の方	1370円	430円	1360円
第3段階①	住民税非課税世帯で本人の年金収入等が80万円～120万円以下、本人の預貯金等が550万円以下（夫婦合わせて1550万円以下）の方	1370円	430円	650円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の年金等収入金額と合計所得金額が年間80万円以下さらに本人の預貯金等が650万円以下（夫婦合わせて1650万円以下）の方	550円	430円	390円
第1段階	住民税非課税世帯で老齢年金を受給している方または生活保護受給者の方※生活保護で施設入所の場合、食費300円も0円となります。短期の方は300円のままです	550円	0円	300円※

日用品費

単位(円)

	タイプ	ご利用内容	自費分 1日分	自費分 30日分
(株)アメニティ	A	衣類洗濯、タオル類レンタル、スキンケアサポート、テーブルサポート、デンタルサポート	452	13560
	B	タオル類レンタル、スキンケアサポート、テーブルサポート、デンタルサポート	232	6960
	C	衣類レンタル、タオル類レンタル、スキンケアサポート、テーブルサポート、デンタルサポート	594	17820

※日用品費は委託業者への支払いとなります。

自費

その他利用料金	内容		自費
電気代※	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき日額100円をいただきます。		100/日
行事費	夏祭りやクリスマス会等の行事(イベント)を行った場合にいただきます。		550
	ジェイビーワン	カット、カラー、パーマ等	2100～/回
死亡診断書代	施設でお亡くなりになった際に、死亡診断書を発行した際の代金です。		7700
死後の処置代	施設でお亡くなりになった際に、お体をきれいにし、お帰りの準備をする際の料金です。		11000

※テレビの持ち込みはご家族様でお願いいたします。(個室のみ使用可。4人部屋はアンテナが無いため使用不可となります。ご了承ください。)
※使用できるテレビの大きさは19インチ程度となります。
※携帯電話や髭剃り等の充電器の使用に関して、料金はいただきません。